

富山市旧補助制度(岩瀬大町・新川町通り街並み修景等整備事業補助制度)補助対象基準  
(伝統的家屋)

項 目		修景補助基準	
建築物外観修景	位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の位置・軒線は町屋沿いにできる限り揃える。やむを得ず後退する場合は、伝統的な塀等を設け、町屋の連続性を維持する。</li> <li>・外壁の道路からの後退距離は、1階の壁面は2m以下とし、2階の壁面は1階の壁面よりさらに後退する。</li> <li>・現在の街並みを形成している歴史的な敷地の形状をできるだけ維持する。</li> </ul>	
	高さ・階数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さは、10m以下とする。</li> <li>・地上階数は、原則として2以下とする。</li> </ul>	
	意匠	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の形は、切妻平入りとする。</li> <li>・屋根材は、原則として赤瓦（濃いあずき色）又は黒瓦とする。</li> </ul>
		庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階部分は、道路に沿った庇を設ける。</li> <li>・岩瀬独自に発展した起くりのある庇の保全に努める。</li> </ul>
		外 壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁は、原則として板張り、土塗壁、漆喰塗壁などの伝統的素材仕上げとする。</li> <li>・外壁の色彩は、伝統的色彩、または白・黒・茶・薄茶など伝統的家屋にふさわしい色彩とする。</li> <li>・その他、岩瀬独自の町屋の伝統的意匠をできる限り取り入れる。</li> </ul>
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口は大戸又は格子戸とする。</li> <li>・出入口以外の開口部は、できるだけ木製格子戸、出格子、スムシコなどの修復・復元に努める。</li> </ul>	
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の設備機器等は、道路から見える位置には設置しない。やむを得ない場合は、伝統的意匠による目隠し等を設ける。</li> </ul>		
格子等修景		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大戸・格子戸・出格子、スムシコ等の木製格子等の修復・復元に努める。</li> </ul>	
外構物修景	門、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り伝統的な形式・意匠とする。</li> </ul>	
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な意匠を基本とする。</li> <li>・位置、大きさは伝統的家屋にふさわしいものに配慮する。</li> </ul>	
	敷地内の舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する敷地の舗装は、伝統的素材を使った仕上げに配慮する。</li> </ul>	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大町・新川町通り沿いにできるだけ駐車場を設けない。やむを得ず駐車場を設ける場合は、伝統的家屋との一体化を図り、伝統的意匠を配慮する。</li> </ul>	

富山市旧補助制度(岩瀬大町・新川町通り街並み修景等整備事業補助制度)補助対象基準  
(一般建築物等)

項 目		修景補助基準	
建築物外観修景	位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の位置・軒線は町屋沿いにできる限り揃える。建築物の外壁が道路境界線から後退している場合は、門・塀、又は木製のゲート等を設けるなど町屋の連続性を配慮する。</li> </ul>	
	高さ・階数	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、原則として 10m以下とする。ただし、既存についてはこの限りでない。</li> <li>地上階数は、原則として 2 以下とする。ただし、既存についてはこの限りでない。</li> </ul>	
	意 匠	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の形は、伝統的街並みに調和するよう切妻平入りを基本とする。ただし、鉄筋コンクリート造・鉄骨造等は、建物正面等の形態・意匠に工夫をする。</li> <li>切妻屋根の屋根材は、原則として赤瓦（濃いあずき色）又は黒瓦とする。</li> </ul>
		庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 階部分は、できるだけ伝統的街並みに調和する庇を設ける。</li> </ul>
		外 壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁は、伝統的の家屋の意匠に準じるよう配慮する。</li> <li>外壁の色彩は、伝統的色彩、または白・黒・茶・薄茶など歴史的街並みに調和した色彩とする。</li> </ul>
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口の戸は、家屋にあつては原則として引戸とする。事務所などの出入口にあつては意匠・色彩に配慮する。</li> <li>出入口以外の開口部は、できるだけ格子戸、出格子などを設ける。</li> </ul>	
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の設備機器等は、道路から見える位置には設置しない。やむを得ない場合は、伝統的の家屋の意匠に準じた目隠し等を設ける。</li> </ul>		
格子等修景		<ul style="list-style-type: none"> <li>大戸・格子戸・出格子、スムシコ等の木製格子等の修復・新設などを図る。</li> </ul>	
外構物修景	門、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り伝統的な形式・意匠に準じたものとする。</li> </ul>	
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的な意匠を基本とする。</li> <li>位置、大きさは伝統的街並みにふさわしいものに配慮する。</li> </ul>	
	敷地内の舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する敷地の舗装は、できるだけ伝統的素材を使った仕上げに配慮する。</li> </ul>	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>大町・新川町通り沿いで建築物に付属する駐車場を設けている場合は、木造上屋又は板塀などを工夫し、歴史的街並みとの調和に配慮する。</li> <li>大町・新川町通り沿いの駐車場敷地では、木造上屋の設置又は道路境界線に沿った板塀・木製ゲートを設けるなど歴史的街並みとの調和に配慮する。</li> </ul>	